

月報 (令和8年9月号)

いしのまき

みやぎハローワークキャラクター
「ガンちょーさん」

ハローワーク石巻 〒986-0832 石巻市泉町4丁目1-18
(石巻公共職業安定所) TEL 0225-95-0158

○ 一般職業紹介状況（令和8年7月内容）について

【有効求人倍率】

- 有効求人倍率は1.03倍となり、前年同月差では0.19ポイント下回り、前月差では0.08ポイント上回りました。

【求人のようす】

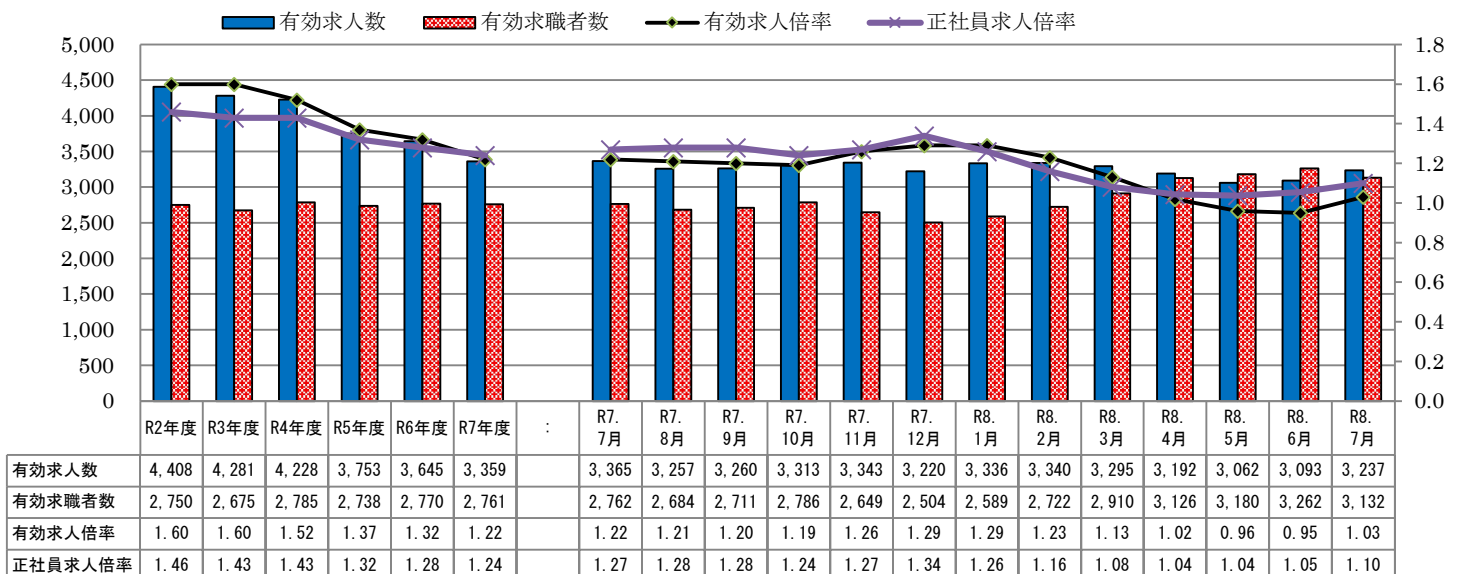
- 新規求人数は1,374人で、前年同月比で9.7%増（前年同月差122人増）、前月比で22.1%増（前月差249人増）となりました。
- 月間有効求人数は3,237人で、前年同月比で3.8%減（前年同月差128人減）、前月比で4.7%増（前月差144人増）となりました。

【求職のようす】

- 新規求職者数は673人で、前年同月比で7.9%増（前年同月差49人増）、前月比6.1%減（前月差44人減）となりました。
- 月間有効求職者数は3,132人で、前年同月比で13.4%増（前年同月差370人増）、前月比で4.0%減（前月差130人減）となりました。

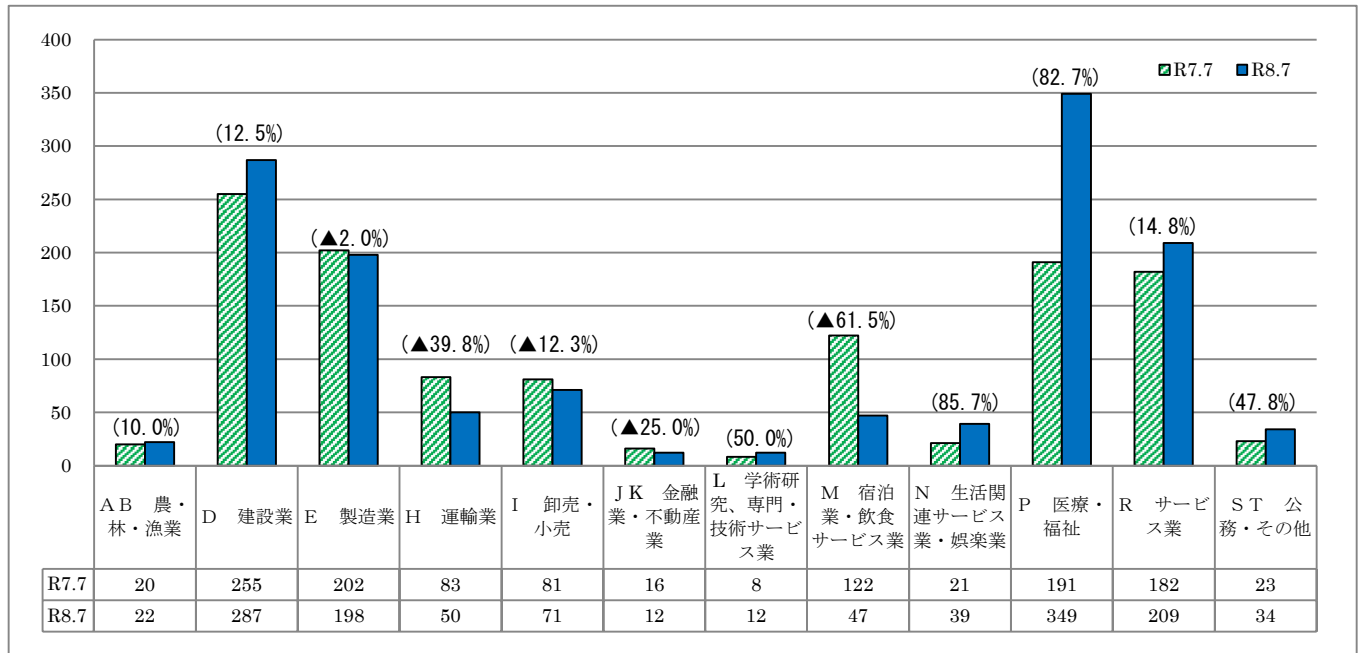
月間有効求職者数を年齢階層別割合でみると、44歳以下は1,256人で40.1%、45歳以上54歳以下は667人で21.3%、55歳以上は1,209人で38.6%となっています。

求人・求職の状況



※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

○ 産業別：主な新規求人の状況



○ 一般職業紹介状況（パート含む）

項目		計	男	女	前月比	前年同月比
新規求人数		1,374	*	*	22.1	9.7
月間有効求人数		3,237	*	*	4.7	▲ 3.8
新規求職者数		673	278	395	▲ 6.1	7.9
	うち雇用保険受給者	133	63	70	2.3	▲ 2.9
月間有効求職者数		3,132	1,389	1,742	▲ 4.0	13.4
	うち雇用保険受給者	1,093	463	630	0.5	6.3
求人倍率	新規	2.04	*	*	0.47 P	0.03 P
	有効	1.03	*	*	0.08 P	▲ 0.19 P
紹介件数		776	328	448	▲ 10.8	▲ 2.4
	うち雇用保険受給者	202	88	114	▲ 14.0	13.5
就職件数		252	97	155	▲ 5.3	7.2
	うち雇用保険受給者	81	31	50	2.5	15.7
新規就職率		37.4	34.9	39.2	0.3 P	▲ 0.3 P

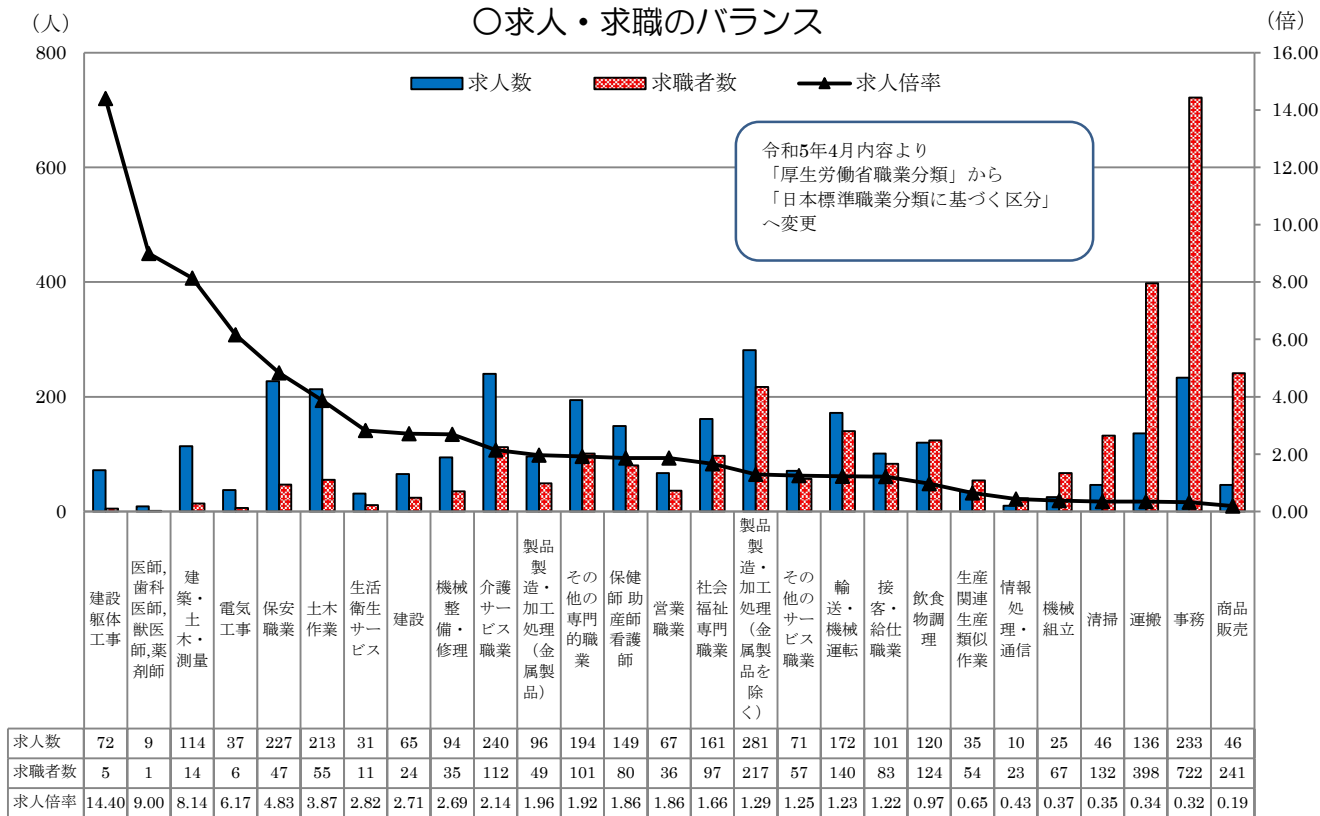
※平成 16 年 11 月から求職申込書における「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女別の合計は必ずしも一致しない。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和 3 年 9 月以降の数値の取扱いについては、1 頁の（※）を参照。

○ 障害者職業紹介状況

項目	計	身体	知的	精神	その他	前月比	前年同月比
新規求職者数	39	10	9	15	5	50.0	14.7
新規登録者数	22	6	5	8	3	100.0	37.5
就職件数	9	0	2	5	2	▲ 30.8	▲ 47.1
月末現在有効求職者数	405	108	44	216	37	4.4	37.8

※ その他は、発達、難病、高次脳機能障害等



○ 雇用保険取扱状況

		計	前月比	前年同月比
事業所関係	新規適用事業所数	7	40.0	▲12.5
	廃止事業所数	11	175.0	37.5
	月末現在事業所数	3,876	▲0.1	▲1.5
被保険者関係	資格取得者数	442	▲28.2	▲8.7
	資格喪失者数	543	7.7	15.5
	離職票交付件数	357	4.1	9.2
	月末現在被保険者数	42,600	▲0.3	▲2.2
給付金関係	受給資格決定数	185	▲8.0	10.8
	一般給付受給者数	909	▲1.1	7.1
	一般給付金額(千円)	112,407	▲4.8	1.4
	個別延長給付受給者数	0	—	▲100.0
	個別延長給付金額	0	—	▲100.0

※金額は千円未満を四捨五入しているため、計で若干の誤差を生じる場合がある。

☆電子申請アドバイザーのご案内

労働保険関係の届出、申請には電子申請が便利！

電子申請を使うと、ハローワークに出向くことなく、オンラインでお手続きが可能です。

石巻所では月に一回、電子申請アドバイザーを招き、事業所様向けにご相談を受け付けています。

○ 今後の電子申請アドバイザー出張相談日は・・・**9月8日(火)、10月13日(火)**です。

※会場は、ハローワーク石巻3階会議室となります。9:00～16:00の間の30分程度を予定しております。

※参加希望の場合は、雇用保険適用窓口にご連絡ください。TEL：0225-95-0158(21#)

「9月は障害者雇用支援月間です」

ハローワークの窓口には、1日も早い就職を希望して、多くの障害がある方が来所しています。事業主の皆様におかれましては、障害がある方の雇用にご理解とご協力をお願いします。

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。（令和8年7月以降）

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	<u>37.5人以上</u>

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
(令和8年6月1日時点の報告では、法定雇用率2.5%での不足有無などを確認します。)
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point

②

除外率が引き下げられました。（令和7年4月）

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のようになりました。（これまで除外率が10%以下であった業種は除外率制度の対象外となりました。）

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<u>5%</u>
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	<u>10%</u>
・港湾運送業 ・警備業	<u>15%</u>
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<u>20%</u>
・林業（狩猟業を除く）	<u>25%</u>
・金属鉱業 ・児童福祉事業	<u>30%</u>
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<u>35%</u>
・石炭・亜炭鉱業	<u>40%</u>
・道路旅客運送業 ・小学校	<u>45%</u>
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	<u>50%</u>
・船員等による船舶運航等の事業	<u>70%</u>

ハローワークでは、障害者雇用を考える企業に対する各種支援制度のリーフレットなども取り揃えておりますので、お気軽にご相談願います。

ハローワーク石巻 専門援助部門(TEL:95-0158(43#))